

## 学生の旅行あつ旋について

昭和47年 5月 2日 学生部委員会了承

平成15年 4月19日 学生部委員会改正

学生の旅行あつ旋について、今後下記のように取扱う。

### 記

学生が海外もしくは国内旅行をあつ旋、紹介をすることを禁止する。

ただし、海外・国内旅行を活動目的とする課外活動団体が計画立案するものについては、事前に学生部に計画書を提出し、学生部委員会で検討を加え、適当と認めるときは、承認を与える。

その場合には、次の事項を具備していなければならない。

- (A) 原則として当該課外活動団体の顧問が同行し、かつ参加者の3分の1が当該課外活動団体に所属するものであること。
- (B) 事前に予算書および趣意書を、事後に決算書および報告書を、学生部に提出すること。
- (C) 営利を目的としないこと。

以上